

# 令和8年度 学校いじめ防止基本方針

笛吹市立一宮西小学校

## 1 いじめ問題に関する基本的な考え

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）13条の規定及び国のいじめ防止法等のための基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定した。

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第一章 第二条）

### (2) いじめに関する基本的認識

- ・いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- ・いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であること
- ・関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- ・いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であること

### (3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2 いじめ対策の組織

いじめの防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」を設置し、この組織が中心となりいじめの防止等を実効的に行う。

### (1) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー（必要に応じ）

### (2) 活動

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、職員会議での情報交換、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること。
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

### (3) 開催

学期1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

## 3 未然防止の取組

学校におけるいじめの防止

- (1) 学校の最重点目標の一つに「思いやりがあり、助け合える子ども」を掲げ弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- (2) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (3) 本校の「学校いじめ防止基本方針」を児童や保護者に年度当初説明するとともに、保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
- (4) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳性を高める集会等を実施する。
- (5) 教職員の情報モラル教育に関する指導力の向上を図り、インターネット上のいじめを起こさせないための教育活動を行う。

## 4 早期発見の取組

- (1) いじめの早期発見のための措置

- いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。
- ① 児童対象いじめアンケート調査 年3回（6月，11月，2月）
  - ② 保護者対象いじめ調査 個別懇談時
  - ③ 職員会議での全職員による情報交換 毎月
  - ④ 教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査（アンケート調査と連動して）
- (2) いじめ相談体制  
児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。
- ① スクールソーシャルワーカー，スクールカウンセラーの活用
  - ② いじめ相談窓口の設置
- (3) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上  
いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し，いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。
- (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策  
児童及び保護者が，発信された情報の高度の流通性，発信者の匿名性，その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて，インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように，必要な啓発活動として，情報モラル研修会等を行う。
- (5) 日記や連絡帳，生活ノートの活用
- ① 連絡帳や生活ノート等の活用によって，担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取り，信頼関係を構築する。
  - ② 気になる内容については，教育相談や家庭訪問等を実施し，迅速に対応する。
- (6) 教職員と子どもたちの信頼関係を形成する。
- ① 日常生活の中での教職員の声かけ等，子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。

## 5 いじめへの対処

- (1) いじめに対する措置
- ① いじめに係る相談を受けた場合は，すみやかに事実の有無の確認を行う。
  - ② いじめの事実が確認された場合は，いじめをやめさせ，その再発を防止するため，いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童を守り通すとともに，教育的配慮の下，毅然とした態度で加害児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
  - ③ いじめの関係者間における争いを生じさせないように，いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
  - ④ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては，教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
  - ⑤ ネット上への不適切な書き込み等については，被害の拡大を避けるため，迅速な対処が行えるよう，警察をはじめとする関係機関と連携し，直ちに削除するなどの措置をとる。パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワークサービス），携帯電話のメールを利用したいじめなどについては，保護者においてもこれらについての理解を深めていく。
  - ⑥ 学校と警察は，児童の健全な育成のための重要なパートナーであるため，日常的に連携体制の構築に努め，いじめが犯罪行為として取り扱うべきであると認める時は，直ちに警察署に通報し適切な援助を求める。
- (2) 重大事案への対処  
生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや，相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は，次の対処を行う。
- ① いじめの重大事態については，基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省），「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト」（令和5年7月文部科学省）により適切に対応する。
  - ② 重大事態が発生した旨を，笛吹市教育委員会に速やかに報告する。
  - ③ 教育委員会と協議の上，当該事案に対処する組織を設置する。
  - ④ 上記組織を中心として，事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - ⑤ 上記調査結果については，いじめを受けた児童・保護者に対し，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 6 その他の留意事項

- (1) 指導体制，方針決定
- ① 教職員全員で共通理解を図り，指導のねらいを明確にする。
  - ② 問題を把握したら一人で抱え込まず，指導体制を整え，対応する教職員の役割分担を明確にして組織で対応する。
  - ③ 教育委員会，関係機関との連絡調整を密に行う。

- (2) 実践的な校内研修の実施
  - ① 児童理解に関する研修，指導援助の在り方に関する研修を実施する。
  - ② 各分掌の役割を明確化し，日常的な取組を実施する。
- (3) 校務の効率化
  - ① 校務を効率化し，児童と向き合う時間を確保する。
- (4) 保護者や地域との連携
  - ① いじめ事案解消のための具体的な対策について丁寧に説明する。
  - ② 保護者や地域の協力を求め，学校との指導連携について十分協議する。